

傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年1月14日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

鳥取県公安委員会規則第1号

傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下「法」という。）第4条第1項及び第7条第1項の鳥取県公安委員会が指定する警視以上の警察官は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 鳥取県警察本部の刑事部長及び警備部長の職にある者</p> <p>(2) 鳥取県警察本部の刑事部及び警備部の総括参事官、参事官、室長、隊長及び管理官の職にある者（法別表に掲げる罪に係る捜査を担当しない者を除く。）</p> <p>(3) 鳥取県警察本部の刑事部の刑事企画課長、捜査第一課長、捜査第二課長及び組織犯罪対策課長並びに警備部の警備第一課長及び警備第二課長の職にある者</p> <p>(4) 略</p>	<p>犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下「法」という。）第4条第1項及び第7条第1項の鳥取県公安委員会が指定する警視以上の警察官は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 鳥取県警察本部の生活安全部長、刑事部長及び警備部長の職にある者</p> <p>(2) 鳥取県警察本部の生活安全部、刑事部及び警備部の参事官、室長及び管理官の職にある者（法別表各号に掲げる罪に係る捜査を担当しない者を除く。）</p> <p>(3) 鳥取県警察本部の生活安全部の生活安全企画課長、少年課長及び生活環境課長、刑事部の捜査第一課長、捜査第二課長及び組織犯罪対策課長並びに警備部の警備第一課長及び警備第二課長の職にある者</p> <p>(4) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。